

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年2月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

現地踏査のための①出張指示書または出張命令書または出張届け②出張帰着報告書を開示請求します。

土砂災害警戒区域の指定業務に係る文書のみを本開示請求の対象とする。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年3月28日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年4月2日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

(1) 現地踏査を行うためには、現地に出張する必要がある。

(2) 現地に出張するには、出張指示書または出張命令書または出張届が必要。

(3) 現地出張が完了したら、出張完了の確認および経費精算などのため出張帰着報告書が必要。

これらすべてを作成していないとすると、県民は県が現地踏査したかどうかも分からない。

現地踏査という名目で「架空出張」したことも考えられる。

現地踏査したのであれば、①出張指示書または出張命令書または出張届、②出張帰着報告書が存在しなくてはならないので審査請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 現地踏査したのであれば、①出張指示書または出張命令書または出張届、②出張帰着報告書が存在しなくてはならないので審査請求する。

(2) 県は基礎調査業務を業務委託という名のもとに業者に「丸投げ」している実態が分かった。

業者が本当に現地調査したのかどうか、業者の調査報告内容が正しいことをどうやって県が確認しているのかがつぎの問題となる。

こうしたことを県民として正しく理解するための方法を教示いただきたい。

(3) 令和6年4月2日の審査請求から令和6年8月8日弁明書発行までの時間が極めて長くかかっています。なぜ4か月もの時間が必要なのでしょう。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

実施機関は、対象行政文書について、県の土砂災害警戒区域等の指定事務における基礎調査業務のうち、現地踏査業務に伴う「受注者の定めた管理技

術者または担当技術者等の①出張指示書、出張命令書または出張届け、②出張帰着報告書」であると捉えた。

県は、基礎調査業務を直営業務ではなく業務委託により実施している。調査箇所はあらかじめ契約書等で定めており、契約内の業務については、契約書、仕様書に基づき受注者が提出した業務計画書により履行している。

現地踏査に伴う管理技術者または担当技術者等へのお出張命令等は、発注者である県が行うのではなく、受注者の社内において、出張する社員の指揮命令系統にある使用者等が行うものであり、出張帰着報告等についても、同様に受注者の社内において事実確認がなされるべきものである。

受注者の定めた管理技術者や担当技術者等が現地踏査を行った事実については、受注者から業務完了時に納品される基礎調査調書等の業務成果品を確認すれば足りることから、県は、受注者に対し、契約書及び仕様書において、現地踏査を行うための出張指示書、出張命令書、出張届け、出張帰着報告書に類する書類の提出を求めている。

よって、実施機関では、これらの対象行政文書を保有していないことから、不開示（不存在）とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、土砂災害警戒区域の指定業務に係る文書のうち、現地踏査のための①出張指示書または出張命令書または出張届け②出張帰着報告書（以下「出張指示書等」という。）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書の捉え方について

実施機関は、本件請求の内容を、県の土砂災害警戒区域等の指定事務における基礎調査業務のうち、現地踏査業務に伴う「受注者の定めた管理技

術者または担当技術者等の出張指示書等」を求めるものと捉えたと主張する。

出張者を受注者の定めた管理技術者又は担当技術者等に限定したことについて、実施機関に確認したところ、県の基礎調査業務は直営業務ではなく業務委託により実施していることから、現地踏査を行う出張者は発注者である県の職員ではなく、受注者の定めた管理技術者又は担当技術者等になると考えたとのことであった。

また、県の職員が受注者等に同行して現地踏査を行うことがないか確認したところ、現地踏査の実施に当たっては業務の仕様書やマニュアル等において、発注者である県の職員が立会確認する調査項目は定めていないことから、地元対応など必要が生じない限り、基本的には県の職員は現地踏査に同行しないとのことであった。

これらのことからすると、本件請求文書の捉え方についての実施機関の説明は不自然・不合理ではないと認められるため、以下、本件請求文書の存否について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、県は、受注者に対し、契約書及び仕様書において、現地踏査を行うための出張指示書等に類する書類の提出を求めていないため、これらの対象文書を保有していないと主張する。

受注者の定めた管理技術者や担当技術者等が現地踏査を行った事実についてどのように確認しているかを、当審査会から実施機関に確認したところ、調査前の調整や、調査後に提出される業務成果品の確認を通じて行っているとのことであった。

具体的には、調査前には現地立入り調整に伴う工程を確認し、また、調査後には成果品の基礎調査調書全般（調査履歴、区域図（平面図）、横断面図、現地写真、対策施設等状況調査等）の記載内容から現地調査を行った結果を確認しているとのことであった。

また、受注者の定めた管理技術者や担当技術者等が現地踏査を行った日付や回数について確認を行っているか、実施機関に確認したところ、基礎調査業務の契約数量は、調査箇所数であり、現地踏査の回数ではないため、

書類の提出や確認を行う必要はなく、現地踏査の日付や回数の書類は求めているとのことであった。

さらに、実施機関においては、業務成果品の内容については、契約図書である仕様書、基礎調査マニュアル等に基づき、作成・提出するよう定めているということであるため、当審査会において、土砂災害防止法に基づく基礎調査業務に係る契約書、仕様書及び基礎調査マニュアルを確認したところ、受注者に対して、現地踏査を行うための出張指示書等に類する書類の提出を求める記載はなかった。

これらのことを踏まえると、県は、受注者に対し、契約書及び仕様書において、現地踏査を行うための出張指示書等に類する書類の提出を求めていると認められる。

したがって、現地踏査業務に伴う受注者の定めた管理技術者又は担当技術者等の出張指示書等に類する書類は保有していないとの実施機関の説明には、特段、不自然・不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を不存在としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月15日	・ 諮問を受けた。
令和7年4月24日 (令和7年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月29日 (令和7年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月26日 (令和7年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年7月31日 (令和7年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授